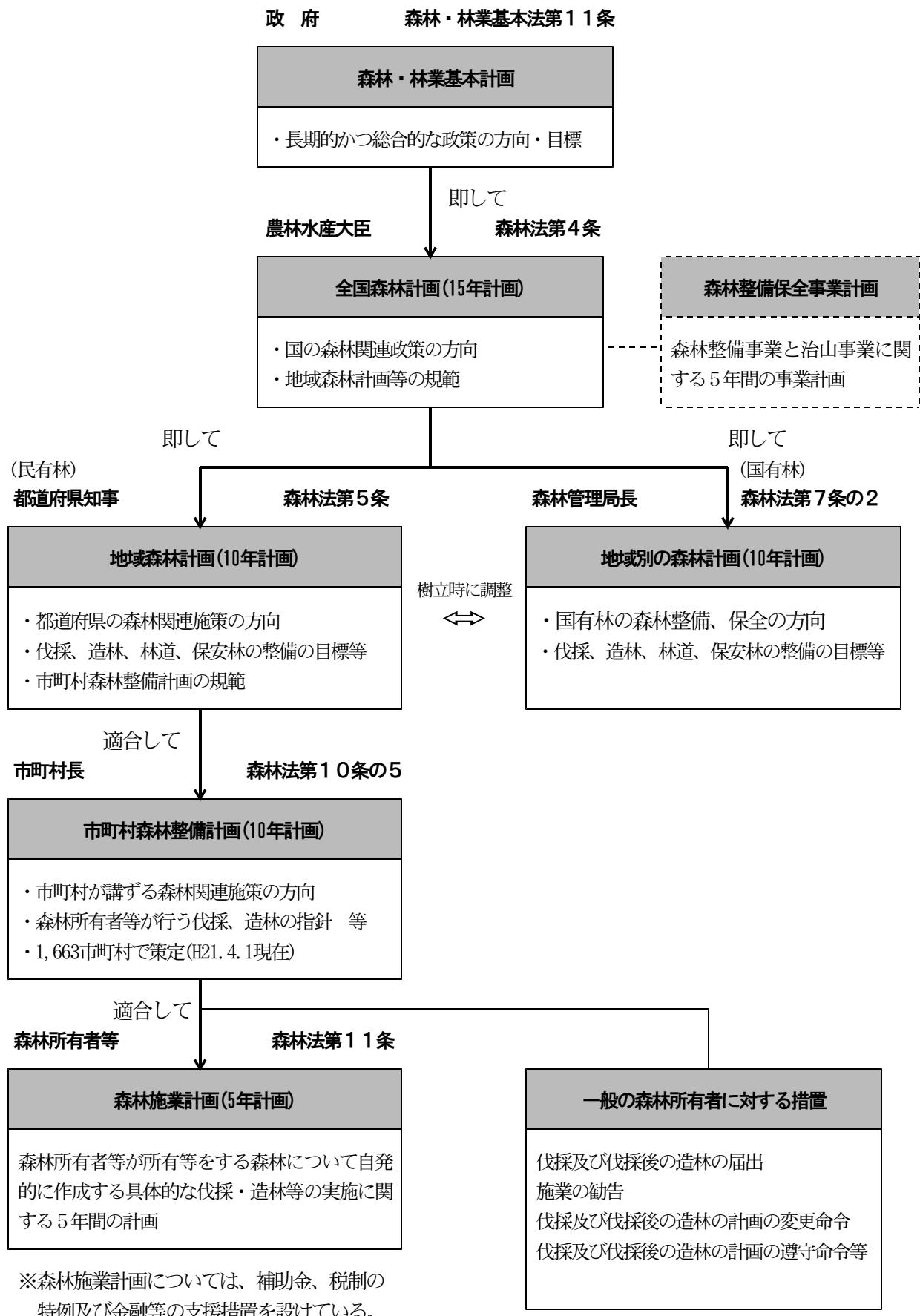


森林計画制度参考資料

- I. 森林計画制度の体系
- II. 各森林計画制度の概要
- III. 森林計画と関連する森林経営の支援施策(平成21年度)
- IV. 森林計画制度の主な改正経過

I. 森林計画制度の体系



II. 各森林計画制度の概要

1. 全国森林計画

目的	国の長期にわたる統一的な森林に関する政策の考え方及び森林施業上の指標を明らかにする。
策 定 主 体	農林水産大臣
計 画 期 間	5年ごとにたてる15年計画
計画対象森林	森林法第2条に規定する全国の森林
計 画 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ・森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ・造林に関する事項 ・間伐及び保育に関する事項 ・公益的機能別森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項 ・林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 ・森林施業の合理化に関する事項 ・森林の土地の保全に関する事項 ・保安施設に関する事項 ・その他必要な事項
そ の 他	現行の全国森林計画は、平成20年10月21日に策定された。

○現行計画（計画期間H21.4.1～H36.3.31）の森林整備及び保全の目標

区 分		現 況	計 画 期 末
森林面積 (千ha)	育 成 单 層 林	10,312	10,213
	育 成 複 層 林	955	1,593
	天 然 生 林	13,830	13,291
森 林 蓄 積 (m ³ /ha)		177	208
林 道 整 備 率 (%)		50	64

- (注) 1. 現況については、平成19年3月31日現在の数値である。
 2. 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長の割合である。

(参考) 重視すべき機能に応じた森林の3区分面積（平成19年3月31日現在）

総 計	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
面 積	1,751万ha	321万ha	427万ha
割 合	70%	13%	17%

2. 地域森林計画

目的	全国森林計画に即し、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となる。
樹立主体	都道府県知事
計画期間	5年ごとにたてる10年計画
計画対象森林	森林計画区内の民有林
計画事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする森林の区域 ・森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ・森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) ・造林に関する事項 ・間伐及び保育に関する事項 ・公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 ・林道の開設及び改良に関する計画、林産物の搬出に関する事項 ・森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 ・森林の土地の保全に関する事項 ・保安林の整備、保安施設に関する事項 ・保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項(注) ・その他必要な事項
計画の樹立	<ul style="list-style-type: none"> ・全国森林計画に即したものでなければならない。 ・良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない。 ・計画の案を30日間公衆の縦覧に供しなければならない。 ・樹立に当たっては、都道府県森林審議会、関係市町村長、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。 ・計画をたて又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。
その他	国有林についても、民有林と共通の森林計画区別に森林管理局長が5年ごとに10年を一期とする「国有林の地域別の森林計画」をたてることとなっている。

○主な指標(平成21年4月1日現在有効な地域森林計画書による)

地域森林計画対象森林面積： 17, 368千ha

注) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年12月8日 法律第71号) 第5条に基づき定めることができる計画事項。

3. 市町村森林整備計画

目的	市町村の森林現況等を踏まえ、地域住民や森林所有者等に対して、市町村の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業の指針を示すことにより、地域の適切な森林整備を推進する。
樹立主体	市町村の長
計画期間	5年ごとにたてる10年計画
計画対象森林	市町村内の地域森林計画の対象となっている民有林
計画事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項 ・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項 ・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 ・要間伐森林の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項 ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 ・森林施業の共同化の促進に関する事項 ・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ・その他森林の整備のために必要な事項
計画の樹立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林計画に適合したものでなければならない。 ・ 良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない。 ・ 計画の案を30日間公衆の縦覧に供しなければならない。 ・ 樹立に当たっては、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。 ・ 樹立に当たっては、都道府県知事に協議しなければならない。 ・ 計画をたてたときは、遅滞なく公表するとともに、都道府県知事（及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長にその写しを送付しなければならない。

○民有林所在市町村数

市町村数
1,663 (1,777)

注：1) 平成21年4月1日現在

2) () は、全市町村数

4. 森林施業計画

目的	森林所有者等の自発的意志による計画的かつ効率的な森林施業の実施を図る。
作成主体	森林所有者等（委託等により権原を取得して経営を行う者を含む）
認定主体	市町村の長（計画対象森林が2以上の市町村にわたる場合は都道府県知事、2以上の都府県にわたる場合は農林水産大臣）
計画期間	5年計画
計画対象森林	<ul style="list-style-type: none"> 民有林（公有林、国有林分収造林地を含む） 30ha以上の団地的まとまりをもった森林
計画事項	<ul style="list-style-type: none"> 40年以上の期間に係る森林施業の実施に関する長期の方針 5年間の植栽、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業実施の計画 （共同して森林施業計画を作成する場合）森林施業の共同化に関する長期の方針、5年間の共同して行う計画の種類及びその実施方法、その他共同化に関する事項
主な認定基準	<p>[共通要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な間伐 伐採後の適切な植栽 <p>[水土保全林]</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の伐期（標準伐期齢）より10年以上長い伐期で伐採 皆伐の場合、1伐区は20ha以下 <p>[森林と人との共生林]</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として択伐で伐採 広葉樹林や天然林を維持造成 <p>[資源の循環利用林]</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長量程度を安定的に伐採
優遇措置等	<p>①税制</p> <p>所得税：山林所得に係る森林計画特別控除 法人税：植林費の損金算入の特例 相続税：計画伐採に係る相続税の延納等の特例</p> <p>②金融</p> <p>日本政策金融公庫資金における融資条件の優遇</p> <p>③補助金等</p> <p>造林事業の助成水準の優遇 共通要件 森林整備地域活動支援交付金</p>

○森林施業計画の認定面積 (単位：千ha)

区分	19年度
認定面積	7,420
民有林面積(注)	17,411
認定率	43

注) 民有林面積は森林資源現況調査（平成19年3月31日現在）の民有林面積。

III. 森林計画と関連する森林経営の支援施策（平成21年度）

1. 補助事業等

(1) 補助事業

森林整備事業(民有林補助)の事業体系は次のとおり。

林道の開設又は改良は、地域森林計画に定めるもののみが補助対象となる。

区分	事業名及び事業内容	造林関係			林道補助率	
		事業主体	補助率	主な査定係数		
育成	公的森林整備推進事業 ▶ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備を行う。	・地方公共団体 ・森林整備法人等	3/10	要間伐森林、 森林整備協定	180	50/100 45/100
				その他	170	
林整備	流域育成林整備事業 ▶ 流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う。	・地方公共団体 ・森林組合 ・森林整備法人等 ・森林施業計画の認定を受けた者 ・施業実施協定(2項協定)の認可を受けたNPO等 ・市町村と協定を締結した森林所有者等	3/10	施業実施協定(1項)	180	50/100 45/100
				緊急間伐推進協定 保安林等 森林施業計画 森林整備協定 分収林 特定間伐等促進計画	170	
				協定締結造林	120	
				普通造林	90	
共生環境整備	(1)森林環境教育促進整備 森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、作業路の開設等 (2)森林健康促進整備 医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、作業路の開設等 (3)里山林機能強化整備 集落周辺の里山林において、公益的機能の高度発揮を図るための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、作業路の開設等	・地方公共団体 (用地等取得)	1/2 1/3 (用地等取得)	—	開設 50/100 45/100	
					改良 50/100 30/100	

区分	事業名及び事業内容	造林関係			林道 補助率
		事業主体	補助率	主な査定係数	
共生環境整備	糸の森整備事業 (1)市民参加型森林整備 市民参加による森林の造成を推進することを目的とした森林整備等 (2)野生生物共生林整備 野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るために森林の造成、野生生物の生息場所に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う森林整備等	・地方公共団体 ・森林施業計画の認定を受けた者 ・施業実施協定(2項協定)の認可を受けたNPO等 ・市町村と協定を締結した森林所有者 ・森林組合 等	1/2 1/3 (用地等取得)	—	50/100 45/100
機能回復整備	保全松林緊急保護整備事業 ▶ 森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う。	・地方公共団体 ・森林組合 ・森林所有者 等	1/2	—	—
機能回復整備	特定森林造成事業 ▶ 森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、土壤条件の改良、植栽等を行う。 (1)特定林地改良 (2)耕作放棄地等森林造成 (3)造林未済地緊急造林	・地方公共団体 ・森林組合 ・森林所有者 等	(1)1/2	—	—
			(1)以外 3/10	施業実施協定造林 造林未済地緊急造林 保安林等 分収林 森林整備協定	180
				普通造林	170
被害地等森林整備	被害地等森林整備事業 ▶ 森林災害の復旧等諸々の条件に応じた森林資源の造成又は整備を行う。	・地方公共団体 ・森林組合 ・森林所有者 等	3/10	指定被害地 保安林等 松くい虫被害地 森林整備協定造林	140
				被害地	120
				普通造林	70
	森林災害等復旧林道開設事業 ▶ 松くい虫被害森林及び気象害等被害森林の復旧のために必要な林道施設の新設又は改築を行う。 林道改良統合補助事業 ▶ 林道の機能向上を図るために、林道及び作業道の構造の一部を改良する。			—	50/100
				—	50/100 30/100

区分	事業名及び事業内容	造林関係			林道補助率	
		事業主体	補助率	主な査定係数		
	美しい森林づくり基盤整備交付金 ➤ 特定間伐等促進計画に基づき、地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持促進のための森林整備を行う。	・市町村 ・森林組合 ・森林所有者等	1/2		—	1/2
森林居住環境整備	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ➤ 森林活用基盤整備 森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。 里山エリア再生交付金 ➤ 居住環境基盤整備 山村地域の活性化、林業就業者の定住の促進等を図るための生活環境の改善及び都市と山村の交流促進のための施設の整備を行う。 ➤ 居住地森林環境整備 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備等を行う。	・地方公共団体 ・森林組合 ・森林施業計画の認定を受けた者 ・森林所有者 等	3/10	居住地森林環境整備により森林整備を単独で実施する場合 居住地森林環境整備を他の事業と組み合わせにより森林整備を実施する場合	170 150	50/100 45/100

* 林道の事業主体は都道府県、市町村、森林組合等
* 事業主体、補助区分欄がゴシック体は森林計画関連

（2）森林整備地域活動支援交付金

事業内容	交付率等	備考
森林施業の集約化を促進しつつ適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を發揮させるため、森林所有者等による森林情報の収集活動、境界の明確化等の地域活動に対する支援を実施。	① 「森林情報の収集活動」 15,000円/ha (国1/2、都道府県・市町村1/2) ② 「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」 5,000円/ha (国1/2、都道府県・市町村1/2) ③ 「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」 人証(※※)による明確化を含むもの 24,000円/ha 人証による明確化を含まないもの 20,000円/ha (国10/10) ④ 「推進事務」 定額	計画的な森林施業が予定されていない森林(※) 既に森林施業計画が作成されている森林 2～3年以内に利用間伐を実施する予定の森林

※ 計画的な森林施業が予定されていない森林と一体的な集約化を図るもので一定の要件を満たす場合については、既に森林施業計画が作成されている森林においても支援。

森林施業計画が作成されている森林において、
※※ 地域に根付いている山の境界に詳しい人

2. 税制、金融措置(平成21年度)

森林施業計画に関する主な支援措置の概要

1. 税制	①所得税 <ul style="list-style-type: none">➢ 森林施業計画に基づいて山林を伐採、又は譲渡した場合、その収入金額から伐採・搬出の必要経費を控除した残額の20%に相当する金額を控除することができる➢ 森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡し、かつ、その取得者の有する山林の全部につき森林施業計画の認定を受けた場合、譲渡所得から800万円を控除することができる
	②法人税 <ul style="list-style-type: none">➢ 森林施業計画に基づき造林をするために支出した植林費について、支出した年度にその金額の35%を損金に算入することができる
	③相続税 <ul style="list-style-type: none">➢ 相続人が相続又は遺贈を受けた森林施業計画対象森林について、引き継ぎ森林施業計画に基づき施業を継続する場合であって一定の要件を満たすとき、林地及び立木の課税価格は5%減額(課税価格の計算特例)➢ 森林施業計画対象立木の価額が相続財産価額の20%以上の場合、その立木価額に対応する税額は、森林施業計画に基づく伐採時期及び伐採材積を基にして分納(不均等納付)でき、延納利子税の割合は0.7% (基準割引率等0.5%の場合) に軽減される。さらに、相続財産価額のうち計画区域内立木の価額が20%以上で、かつ不動産等の占める割合が50%以上の場合、延納期間を20年以内(複層林施業森林又は長伐期施業森林は40年以内)とすることができる(計画伐採に係る延納特例)➢ 森林施業計画の認定を受けている場合(平成14年4月以降の認定に限る。)、林地及び立木の評価額は水土保全林では20%、森林と人との共生林では40% (市町村森林整備計画で特に帶状に残存すべき森林として定められている森林では20%)控除
	④特別土地保有税(平成15年度より課税停止) <ul style="list-style-type: none">➢ 森林施業計画の対象である林地については、非課税
2. 金融	①日本政策金融公庫資金 <ul style="list-style-type: none">➢ 林業基盤整備資金(造林資金)の貸付利率等の特例

3. 地方財政措置

○公有林化にかかる措置について(地域活性化事業債)

都道府県または市町村が公有林化を行おうとする際の財政措置として、地域活性化事業債(国土保全対策事業)の対象である

- ① 地域環境保全のため公の施設として保全・活用を図る森林の取得及び施設の整備
 - ② 公益的機能別施業森林区域に定められた森林及び民有林の保安林の取得
- がある。このうち後者は森林計画制度と深い関わりがある。

1 公益的機能別施業森林区域に定められた森林及び民有林の保安林の取得

(1) 趣旨

都道府県又は市町村が、公益性が高く、その維持・向上のために公有林化が必要であると認められる森林について、その適正な保全・管理を図ることを目的として取得する場合に対する支援措置。

(2) 事業対象

公益的機能別施業森林及び4号以下民有保安林(1~3号との兼種を除く)のうち、都道府県知事又は市町村長が、当該森林の管理の状況等に鑑み、公益的機能の維持・向上を図るために公有化が必要であると認めた森林を取得し、行政財産(公用財産)として管理していくもの。

なお、市町村が実施する場合には、市町村森林整備計画において公益的機能の維持・向上を図るために特に整備が必要なものについての整備の基本的考え方が定められていることが必要。

また、当該自治体の区域外の森林であっても、森林所在市町村との間に森林整備に関する協定が締結されれば事業の対象となる。

2 財政措置

地方公共団体に対して、地域活性化事業債(充当率75%)が許可され、後年度、その元利償還金の30%に相当する額が基準財政需要額に算入される。

○特定間伐等促進計画に基づく間伐に係る地方債の特例措置について

特定間伐等促進計画に基づく間伐等に要する経費(森林整備事業及び美しい森林づくり基盤整備交付金の補助事業に対する地方公共団体の負担分)について、地方債の対象となり、また、その元利償還金の3割については交付税で措置。これにより国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担の軽減・平準化に資する。

IV. 森林計画制度の主な改正経過

年度	法改正の内容	備考
昭和26年 (1951)	・「旧森林法」(明治40年)を廃止して、新「森林法」を制定 ・「森林計画制度」の創設 等	
37年 (1962)	・普通林における伐採に係る知事への許可制から知事への届出制への移行 ・農林水産大臣が策定する全国森林計画の制度化 ・知事が地域森林計画を遵守していないと認める場合における知事による施業勧告制度の新設 等	「林業基本法」制定 (昭和39)
43年 (1968)	・森林施業計画制度の新設(森林所有者が森林施業計画を作成し、知事が認定)	
49年 (1974)	・団地共同森林施業計画制度の創設(森林施業の合理化を図るため、一体のまとまりのある森林を対象に複数の森林所有者が共同で森林施業計画を作成) ・伐採届出制に関し、知事が計画内容の変更を命ずることができる措置の導入 等	
58年 (1983)	・森林整備計画制度の創設(一定要件を満たす市町村(森林整備市町村)が森林計画を作成し、知事により承認) ・森林計画の計画事項として間伐を規定。間伐・保育についての勧告制度の創設(森林整備市町村が早急に間伐・保育の実施が必要な箇所を「特定森林」として指定→「特定森林」において必要な施業が行われない場合に当該市町村長による施業実施勧告→知事による権利移転等の協議の勧告、調停) 等	
平成3年 (1991)	・特定森林施業計画制度の創設(森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業として複層林施業、長伐期施業等を推進) ・市町村森林整備計画制度の創設(市町村の役割の拡充を図るため、森林施業の共同化の促進、作業路網等施設の整備等を計画事項に追加) ・早急に間伐・保育の実施が必要な森林(要間伐森林)に係る市町村長による勧告制度に関し、知事による権利移転等に係る調停に加え、知事による分収育林契約締結についての裁定を通じた施業代行制度の創設 等	
10年 (1998)	・市町村森林整備計画制度の拡充(民有林のある全市町村が計画を作成することとし、森林施業計画や伐採届出制度、施業勧告制度等に係る権限を都道府県知事から市町村長へ委譲) 等	
13年 (2001)	・森林の3区分制度の導入(重視すべき機能に応じ森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に3区分するとともに、区分に応じた森林施業計画の認定要件を設定→特定森林施業計画制度の廃止) ・森林施業計画における団地的まとまりの要件化(団地共同森林施業計画制度の廃止(一般化)) ・伐採及び伐採後の造林の届出制の創設(造林についても変更命令の対象) ・森林所有者に代わって一定の権原に基づき森林施業を行う者を森林施業計画の作成主体に追加 等	「林業基本法」改正 (「森林・林業基本法」に名称変更)
16年 (2004)	・間伐等の施業が適正に行われていない森林について施業を確保するため、要間伐森林に係る協議勧告制度の対象に施業の委託に関する協議の勧告を追加 等	京都議定書 発効 (H17.2.16)